

肢体不自由特別支援学校 福祉車両等通学支援事業における情報共有システム構築業務委託 質問回答

No.	資料名	章・項目名	頁番号	ご質問	回答
1	業務説明資料	第 2-2	3	「マッチング機能」に必要と考える要素に記載の「決定した運行日程を、対象の児童生徒別に出力できること。」につきまして、『児童生徒別に出力』というのはシステム上で表示（画面出力）する形式での実装で、こちらの要素が達成される認識で良いでしょうか。	保護者へ手渡す可能性があるため、紙に印刷できる必要があります。手渡しするための出力形式があることが望ましいですが、システム上で保護者が運行予定状況が分かるような表示ができ、画面をスクリーンショット等画像保存することで対応が可能な場合も可とします。
2	業務説明資料	第 3-2	4	マッチング機能と権限について、(ア)事業者にて緊急的に必要と学校もしくは事務局が判断した場合には、閲覧できる権限を制限付で付与することも想定される。との記載がございますが、参考に緊急的に参照が必要になる例をご教示いただけますでしょうか。	原則学校がマッチングを行うこととしているため、保護者の日程を、事業者が直接確認する必要はありません。しかし、事業者が保護者の要望する日程を直接確認することで、早急に体制を整え、送迎を行うことが可能となる場合を想定しています。
3	業務説明資料	第 5-3	10	(1)システム構築について、令和 7 年 12 月までに第 3-2 (2)～(4)のシステム導入、令和 8 年 1 月に第 3-2 (5)のシステム導入等を実施する記載がありますが、こちらは令和 7 年 12 月までに第 3-2 (1)～(3)、令和 8 年 1 月までに第 3-2 (4)のシステム導入等を行う認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。 条文がずれており大変失礼いたしました。
4	業務説明資料	第 7-1	16	今回ご提案するシステムは、当社パッケージによるクラウドサービスです。今回の調達において、お客様環境でしかご利用いただけない部分のプログラム改修に関する著作物は貴市に帰属するものと考え、当社が他所で無断利用することはありませんが、パッケージ機能部分における機能アップ等の改修は当社に著作物は既存するものという認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。